

武雄市市民課番号札広告主募集概要

◆目的◆

市民課窓口申請や届出に訪れた市民等に手渡す番号札(以下「番号札」という。)を広告媒体として活用し、民間企業との協働により市の新たな財源を確保することを目的とします。

◆制度の概要◆

市民課窓口で使用する番号札に店舗名、企業名等を印刷し、交付の待ち時間に広告を見ただくことにより、宣伝効果と市民サービスの向上を図ろうとするものです。

番号札には、店舗等の名称、ロゴマーク、連絡先、コメント、写真を掲載することができます。

掲載を希望される方は、インターネットオークションを利用していただき、最も高い金額を入力された方を、掲載参加資格者として決定いたします。

◆募集期間◆

平成21年4月16日(木)～平成21年4月23日(木)

◆広告掲載料金◆

最低基準額は、1万円(消費税額及び地方消費税額を含まない)。

◆広告主の選定◆

インターネットオークションで金額を入力し、最も高い金額を入力された方を、掲載参加資格者として決定いたします。

決定された方は、別添申込書により申し込みを行い、掲載内容の審査を受けて適当と認められたとき契約となります。

◆番号札の規格◆

用紙サイズはA版6号を基本とし、作成した番号札は、ラミネートフィルムで加工します。

◆広告の掲載位置等◆

表面は、番号札の下部(縦3cm、横10cm)に、裏面は、番号札の下部(縦10cm、横10cm)に掲載します。

掲載する広告情報は、広告主がデータを作成してください。

◆番号札の作成◆

広告主から提供される広告データを使用して、市が番号札を作成します。

作成枚数は500枚です。

◆広告掲載期間◆

平成21年5月から平成21年10月まで

◆掲載基準◆

次に該当する場合は、広告を掲載することができません。

(規制業種又は事業者)

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似業種

(3) 消費者金融

(4) たばこ

- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業者や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載内容)

(1) 掲載内容が次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- キ 社会的に不適切なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現など消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
例:「世界一」、「一番安い」、「今が、最後のチャンス(今でないと次はないという意味)」など
- コ 人材募集広告、イベント広告など期限があるもの
- サ 虚偽の内容を表示したもの
- シ 暴力やわいせつ性を連想・想起させるものなど、青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(2) 掲載する広告の色彩、意匠その他デザインが次のいずれかに該当するもの

- ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- イ デザインがわかりにくいもの、見る者の判断を迷わせるもの
- ウ 絵柄や文字が過密なもの
- エ 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- オ 著しくデザインに劣るもの
- カ マークやロゴだけで会社名等を特定できないもの
- ク 肖像権・著作権に触れるもの(無断使用したもの)

◆問い合わせ先◆

武雄市役所くらし部市民課

T E L(0954)23-9225

F A X(0954)23-8274